身体障害者手帳の交付申請に必要なもの

初めて手帳を作りたい		□ 交付申請書 □ 診断書 ※1 □ 顔写真（2枚）※2 □ 診断書料助成申請書 ※3 ┬ □ 振込先が確認できるもの └ □ 診断書料の領収書（写し可）
再交付	・手帳の等級を変更したい ・再認定をしたい	□ 再交付申請書 □ 診断書 ※1 □ 顔写真（1枚）※2 ※診断書料助成はありません
	・手帳に、障害を新たに追加したい	□ 再交付申請書 □ 診断書 ※1 □ 顔写真（1枚） ※2 □ 診断書料助成申請書 ※3 ┬ □ 振込先が確認できるもの └ □ 診断書料の領収書（写し可）
	・紛失・汚損により、手帳を再発行したい	□ 再交付申請書 □ 顔写真（1枚） ※2 □ 事実申立書（紛失の場合のみ）

※1 診断書

①障害の種類ごとに診断書の種類が決まっています

【視覚】【聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能】【肢体不自由】【脳原性運動機能】
【心臓機能障害 18 歳以上】
【心臓機能障害 18 歳未満】
【呼吸器障害】【じん臓機能】【肝臓機能】
【小腸機能】【ぼうこう又は直腸機能】
【ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能 13 歳以上】
【ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能 13 歳未満】

②診断書を書くことができる医師は身体障害者福祉法 15 条の指定を受けた医師（15 条指定医）に限られます

・医師が 15 条指定医に該当するか、医療機関または障害福祉課へお問い合わせください。
・また茨城県障害福祉課ホームページには、「身体障害者福祉法第 15 条指定医師」の一覧が掲載されていますので参考にしてください。

③診断書は、医師作成日から3か月以内のものに限り有効です

※2 顔写真

・大きさ　縦 4 ㎝×横 3 ㎝
・胸から上が写っているもの
・1 年以内に撮影されたもの
・デジカメやスマホの写真をカメラ店やコンビニで写真台紙に印字したもの

使用不可
・ポラロイド写真
・コピー用紙に印刷したも

市役所１階の市民課前に証明写真機（有料）があります。

※3 診断書料助成申請書

・医療機関に支払った診断書料を助成する制度があります（上限額 5,000 円）。
・交付申請書と診断書料助成申請後、約１～２か月で、指定口座へ振り込まれます。

申請先（郵送による提出可）・問い合わせ先

〒300-8686　土浦市大和町 9-1
土浦市　障害福祉課　障害審査係（本庁舎1階4～6窓口）
電話　029-826-1111（内線 2454、2365）
FAX　029-826-7118
メール　shougai@city.tsuchiura.lg.jp

手帳が交付されるまで約1か月かかります

・申請書を提出後、本市の審査を経て、約１か月後に結果が通知されますので、窓口で手帳をお受け取りください。
・診断書について、記載した医師への問い合わせや、県審議会へ諮問が必要な場合には、２～３か月かかる場合があります。